

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月21日

【中間会計期間】 第65期中 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

【会社名】 真柄建設株式会社

【英訳名】 MAGARA CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真柄宏司

【本店の所在の場所】 石川県金沢市彦三町1丁目13番43号

【電話番号】 076 - 231 - 1266(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 剛

【最寄りの連絡場所】 石川県金沢市彦三町1丁目13番43号

【電話番号】 076 - 231 - 1266(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 太田 剛

【縦覧に供する場所】 真柄建設株式会社東京本店  
(東京都千代田区麹町5丁目1番地の6)

真柄建設株式会社大阪支店  
(大阪府大阪市淀川区宮原4丁目4番50号)

真柄建設株式会社名古屋支店  
(愛知県名古屋市東区泉1丁目8番19号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日	自平成17年4月1日 至平成17年9月30日	自平成18年4月1日 至平成18年9月30日	自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
売上高 (百万円)	29,335	31,245	37,232	72,720	78,041
経常損益 (百万円)	139	89	20	905	1,495
中間(当期)純損益 (百万円)	9,761	165	34	9,215	911
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	16	4	13	19	3
資本金 (百万円)	4,321	6,432	6,432	6,432	6,432
発行済株式 総数	普通株式 (千株)	44,250	44,250	44,250	44,250
	優先株式 (千株)		24,000	24,000	24,000
純資産額 (百万円)	7,496	5,427	5,340	5,299	5,525
総資産額 (百万円)	60,462	58,099	52,899	63,195	54,085
1株当たり純資産額 (円)	169.71	148.92	150.97	151.78	146.74
1株当たり中間(当期) 純損益 (円)	220.96	3.76	0.78	208.66	20.65
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)			0.25		6.68
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	12.4	9.3	10.1	8.4	10.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,079	1,776	571	4,295	263
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	148	315	122	519	1,078
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,526	674	501	3,504	5,126
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	4,071	4,543	1,945	6,679	2,895
従業員数 (人)	666	663	642	654	643

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、第63期中については新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していない。第64期中・第63期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載していない。

4. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	642
---------	-----

（注）従業員数は就業人員である。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰等の不安定要因があったが、好調な企業収益を背景に設備投資が増加、個人消費を主導とした民間需要に支えられ、引き続き景気は回復基調で推移した。

建設業界においては、企業の設備投資に支えられてきたが、公共投資は依然減少傾向が続き、また受注競争の激化に伴う工事価格の低下等、経営環境は厳しい状況が続いた。

このような状況の下で当社は、総力を挙げて受注の確保に取り組んできた結果、受注高については、411億5千万円（前年同期比2.8%減少）となった。建築・土木別の内訳は、建築工事86.1%、土木工事13.9%、また、発注者別内訳は、官公庁工事19.6%、民間工事80.4%である。

売上高については、建設事業の完成工事高366億9千7百万円（前年同期比18.6%増加）と不動産事業等売上高5億3千5百万円（前年同期比77.0%増加）を合わせた総売上高は372億3千2百万円（前年同期比19.2%増加）となった。完成工事の建築・土木別内訳は、建築工事86.8%、土木工事13.2%である。なお、建設事業における完成工事高は、契約により工事の完成引渡しが多くなるため、上半期の完成工事高に比べ下半期の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある（2「生産、受注及び販売の状況」（2）「受注工事高及び完成工事高について」を参照）。

この結果、建設事業における当下半年以降への繰越工事高は706億7百万円（前年同期比9.6%減少）となった。

損益については、工事原価並びに販売費及び一般管理費の削減を図るとともに、金融収支の改善により、経常利益が2千万円となり、当初の見込みより好転した。また、当初の計画で想定していた特別損失が発生しなかったため、中間損益が改善され、3千4百万円の中間純利益となった。

## (2) キャッシュ・フロー

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に工事代金の回収条件が下半期に集中したため、5億7千1百万円の支出超過になった。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、総資産の圧縮を図るため、固定資産を売却したことなどにより、1億2千2百万円の収入超過となった。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、前期に引き続き有利子負債の削減のため、借入金の返済を推し進めたことにより、5億1百万円の支出超過となった。

以上の結果、「現金及び現金同等物の中間期末残高」は9億5千万円減少し、19億4千5百万円（前年同期比57.2%減少）となった。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期 別	工事別	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越工事高			期中 施工高 (百万円)
						手持工事高 (百万円)	うち施工高		
							比率 (%)	金額 (百万円)	
前中間会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	建築工事	48,789	35,420	84,210	26,650	57,559	16.9	9,747	28,292
	土木工事	17,881	6,936	24,818	4,292	20,526	35.8	7,350	5,662
	計	66,671	42,357	109,028	30,942	78,086	21.9	17,098	33,954
当中間会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	建築工事	50,071	35,437	85,508	31,861	53,647	16.9	9,041	30,321
	土木工事	16,083	5,712	21,796	4,835	16,960	31.5	5,337	5,582
	計	66,154	41,150	107,304	36,697	70,607	20.4	14,378	35,904
前事業年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	建築工事	48,789	61,454	110,244	60,173	50,071	21.1	10,581	62,648
	土木工事	17,881	14,862	32,744	16,661	16,083	28.5	4,590	15,271
	計	66,671	76,317	142,989	76,834	66,154	22.9	15,171	77,919

- (注) 1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって、期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。  
 2. 期末繰越工事高の施工高は支出金により手持工事高の施工高を推定したものである。  
 3. 期中施工高は(期中完成工事高 + 期末繰越施工高 - 前期末繰越施工高)に一致する。

### (2) 受注工事高及び完成工事高について

当社は建設市場の状況を反映して工事の受注工事高及び完成工事高が平均化しておらず、最近3年間についても次のように変動している。

期 別	受注工事高			完成工事高		
	1年通期 (A) (百万円)	上半期 (B) (百万円)	(B)/(A) (%)	1年通期 (C) (百万円)	上半期 (D) (百万円)	(D)/(C) (%)
第 62 期	71,470	37,830	53	77,401	24,785	32
第 63 期	71,739	38,403	54	72,090	29,047	40
第 64 期	76,317	42,357	56	76,834	30,942	40
第 65 期		41,150			36,697	

## (3) 売上高

## 完成工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	建築工事	3,139	23,510	26,650
	土木工事	3,025	1,266	4,292
	計	6,165	24,777	30,942
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	建築工事	2,118	29,743	31,861
	土木工事	2,585	2,250	4,835
	計	4,703	31,993	36,697

(注) 1. 完成工事のうち主なものは、つぎのとおりである。

前中間会計期間 請負金額3億円以上の主なもの

東急不動産(株)・松下興産(株) (仮称)東灘区深江南N計画工事  
 (株)豊嶋 豊嶋運送(株)阪神物流センター新築工事  
 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 東北幹、八甲田T(大坪)他2  
 社会福祉法人元気寿会 社会福祉法人元気寿会特別養護老人ホーム葉栗の郷新築工事  
 日本下水道事業団 松任市松任中央浄化センター建設工事その15

当中間会計期間 請負金額2億円以上の主なもの

共和産業(株) 共和産業株式会社第3工場新築工事  
 医療法人 孟仁会 山路病院 医療法人孟仁会山路総合病院新築工事  
 ダイア建設(株) (仮称)ダイアパレス相武台前新築工事  
 日本下水道事業団 松任市松任中央浄化センター建設工事その16  
 近畿地方整備局 永平寺大野道路竹原高架橋下部工事

2. 前中間会計期間及び当中間会計期間ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

## 不動産事業等売上高

期別	区分	売上高 (百万円)	主な物件
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	不動産販売	83	金沢市広岡 土地
	不動産賃貸収入他	219	
	計	302	
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	不動産販売	330	近江八幡市日吉野町 土地
	不動産賃貸収入他	205	
	計	535	

(4) 手持工事高 (平成18年9月30日現在)

区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
建築工事	8,406	45,240	53,647
土木工事	12,195	4,765	16,960
計	20,601	50,006	70,607

(注) 手持工事のうち請負金額5億円以上の主なものは、つぎのとおりである。

石川県	町野川総合開発事業北河内ダム建設工事	平成23年3月10日完成予定
大阪府	大阪府堺南警察署改築工事	平成20年5月20日完成予定
江東区	江東区立深川第三中学校改築工事	平成20年2月29日完成予定
中村留精密工業(株)	中村留精密工業(株)新工場建設工事	平成18年11月5日完成予定
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	九幹鹿、鳥栖下野B L他	平成19年7月22日完成予定
東日本高速道路(株)	上信越自動車道永江トンネル工事	平成20年11月27日完成予定
大和ハウス工業(株)	(仮称) D グランセ外土居新築工事	平成19年8月30日完成予定
独立行政法人水資源機構	豊川用水二期西部幹線併設水路新宮工区工事	平成20年7月18日完成予定

### 3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、引き続き企業収益の改善による設備投資の拡大や個人消費の増加など国内民間需要に支えられ、日本の景気は回復局面が続くものと思われる。

建設業界においては、公共投資の大幅な減少が続く中、工事の縮小並びに価格競争の激化はさらに進み、今後も熾烈な受注競争が続くものと思われる。

こうしたなか、当社は、平成15年4月よりスタートした中期経営計画をさらに推し進めるために、「総合一貫管理の継続と徹底」「財務体質の健全化」を基本方針とする「中期経営改善計画」(平成16年度～平成19年度までの4年間)を平成16年10月に策定した。平成16年度には、保有資産の洗い出しを行い、減損会計の早期適用を含め、財務体質の健全化を図る一方、優先株式の発行により自己資本の増強を行い、平成17年度では、主要計画値である受注高、売上高、経常利益、当期純利益の全ての数字を達成することができた。

本年度以降においても引き続き本計画に基づき、以下の施策を遂行することにより、安定的に収益を上げ、持続的に発展する企業を目指していく。

#### (1) 収益体制の見直し

中期経営計画の基本方針である受注戦略策定の段階から受注の確保、施工・利益管理の徹底を一貫して実施し、一方で販売費及び一般管理費並びに金利を含めた総合的な一貫管理体制を、継続的かつ徹底的に実施し、営業利益18億円を確保し、更なる収益の向上を図っていく。

組織体制の再チェックを実施、業務の見直し及び人員の適正配置等により、平成15年3月期販売費及び一般管理費42億円に対し、計画最終年度の平成20年3月期においては販売費及び一般管理費約11億円の削減を図り、31億円を計画している。

#### (2) 財務体質の健全化

不動産等の売却による有利子負債の削減を推し進めてまいります。

#### (3) 受注力の強化

本年4月より建築・土木本部に事業企画推進部を新設し、次の施策により受注の拡大に取り組んでいるところである。



## 新規事業の推進

提案型営業の推進 当社は、建物への付加価値、土地の有効活用、保有技術の活用、さらに既存建物の用途変更を提案し、営業展開を図っている。

自社の保有技術の活用 当社では免震構造（大地震時にそのまま建物機能を維持する構造技術）、耐震改修・耐震補修、MBM工法（建物と地盤を防振ゴムで絶縁し地盤から伝わる交通振動を減衰させる技術）、建築物の劣化診断、工業跡地などの土壤汚染浄化事業、マイクロ工法（中小都市が抱える狭く曲がりくねった道路環境に適合した小口径推進工法）、小型風力発電、屋上緑化、バルーン工法など保有する技術で受注の拡大を図っている。

### (4) その他

能力重視主義に対する社員個々のレベルアップは、継続的に行っていく。

## 4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

## 5 【研究開発活動】

当社における研究開発は、建築技術研究所、土木技術研究所を中心に進めている。

建設業においては住宅や社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活と活力ある経済社会を実現する使命を担っており、その中での研究開発にも大きな期待が寄せられている。

また、少子高齢化や深刻化する環境問題、また既存の社会資本の維持管理など経済社会の急速な変化に対応するとともに、私達の周りを良好な環境を保全するなどを考慮しながら次の研究を展開している。

なお当技術研究所では、建築工学に関する解析・設計・施工についての研究のみならず、自然環境や生活環境に配慮すると共にお客様や社会の様々なニーズに対応し、満足いただけるための技術研究に取り組んでいる。

### (1) 環境への取組

調査から浄化まで状況に最適な技術を選択し、様々な物質による汚染土の浄化技術の開発

休止焼却炉の解体、撤去技術の開発、地下水浄化技術の開発

都市のヒートアイランド現象の緩和と住環境の向上を目的とした屋上緑化技術、壁面緑化技術の開発、CO<sub>2</sub>排出量抑制のための小型風力発電の有効活用

### (2) 生活環境への配慮

免震構造については大型建物のみならず、住宅などにも適用できる免震構造の開発

免震建物の地震観測などの地震と建物について調査研究

交通振動低減により住環境の向上対策

### (3) コンクリート構造物の劣化診断

コンクリート構造物の劣化対策の調査および劣化診断技術の開発

### (4) その他

下水道管路の改築、更新技術の開発

炭素繊維集成板によるコンクリート構造物の補修や補強技術の開発

ジオテキスタイルによる盛土強化の解析

柱はRC構造・梁はS構造としたハイブリット構造の実用化への試みなど

なお、当中間会計期間における研究開発費は約35百万円である。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、総資産のスリム化の一環として、次の主要な設備を売却した。

所在地	事業の内容	設備の内容	売却時期	前事業年度帳簿価額
大津市蓮池町	厚生施設	土地・建物等	平成18年5月	109百万円

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
A種優先株式	12,000,000
B種優先株式	12,000,000
計	144,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月21日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	44,250,668	44,250,668	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部	議決権有り
A種優先株式	12,000,000	12,000,000		(注)1,3
B種優先株式	12,000,000	12,000,000		(注)2,3
計	68,250,668	68,250,668		

(注)1 . A種優先株式の内容は次のとおりである。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金の計算

平成17年3月31日を含む事業年度から平成18年3月31日を含む事業年度については、A種優先株式について優先配当金を支払わない。

平成18年4月1日以降の事業年度については、A種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「A種優先配当金」という。）の額は、A種優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに日本円TIBORに1.0%を加えた年率（以下「A種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

ただし、A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。計算の結果、A種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とする。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成18年4月1日および、それ以降の毎年の4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR」は、各年率修正日の、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR 1年物（365日ベース））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

ただし、かかるレートが公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを用いるものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

### (2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種登録株式質権者に対し、当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。

A種優先株主またはA種登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

### (4) 株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当会社はA種優先株主には、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利、株式無償割当若しくは募集新株予約権付社債の割当を受ける権利を与えない。

### (5) 取得・消却

当会社はA種優先株式を取得または消却することができる。

### (6) 償還請求権

A種優先株主は、平成22年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、会社法第461条第1項規定の限度額の50%を限度として、A種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当会社は、償還請求可能期間満了の日以降、2カ月以内に償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えてA種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、A種優先株式1株につき500円に償還請求日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

### (7) 強制償還

当会社は、平成22年4月1日以降、いつでもA種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、A種優先株式1株につき500円に償還日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

### (8) [普通株式を対価とする]取得請求権

#### 取得請求期間

平成22年3月17日から平成27年3月16日まで

#### 取得の条件

A種優先株式は、次の条件でA種優先株式を取得すると引換に普通株式を交付すること（以下第(8)号及び第(9)号において「取得」という。）ができる。

#### イ．当初取得価額

当初取得価額は、130円とする。

ロ．取得により発行する普通株式数

A種優先株式の取得により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成26年4月1日まで毎年4月1日（以下「取得価額修正日」という。）に、取得価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間になされた取得請求（本号に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初取得価額の70%の額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の120%の額（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

上記の取得価額修正日の「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額の調整

a．A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額（当該時点で適用のある前記イ．の当初取得価額またはハ．により修正された取得価額（前記ハ．の下限取得価額および上限取得価額を含む。）をいう。）は、下記算式（以下「取得価額調整式」という。）により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込・処分金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）（ただし、普通株式を取得することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債の取得または行使による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は取得価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後取得価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに取得をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \frac{\text{調整前取得価額をもって取得により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後取得価額}}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式を取得することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後取得価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。

- b. 上記 a. 各号に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、資本の減少、または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、前記 a. 号但書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、前記 a. に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当会社の取締役会において株主割当以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日）、株主割当日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の既発行普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）から、当該日における当会社の保有する普通株式数を控除した数とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

#### 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及びA種優先株式を表章する株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

#### (9) 強制転換

平成22年3月17日から平成27年3月16日までに取得請求のなかったA種優先株式は、平成27年3月17日以降の取締役会で定める日（以下第(9)号において「優先株式転換日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を優先株式転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下第(9)号において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)上限取得価額を上回るとき、または(2)下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合当該上限取得価額で、(2)の場合当該下限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

#### (10) 優先順位

A種優先株式、B種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。

2. B種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

平成17年3月31日を含む事業年度から平成18年3月31日を含む事業年度については、B種優先株式について優先配当金を支払わない。

平成18年4月1日以降の事業年度については、B種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「B種優先配当金」という。）の額は、B種優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに日本円TIBORに1.5%を加えた年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。

ただし、B種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。計算の結果、B種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とする。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成18年4月1日および、それ以降の毎年の4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR」は、各年率修正日の、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR1年物（365日ベース））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

ただし、かかるレートが公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値、またはこれに準じるものと認められるものを用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種登録株式質権者に対し、当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき500円を支払う。

B種優先株主またはB種登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当を受ける権利等

当会社は、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当会社はB種優先株主には、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利、株式無償割当若しくは募集新株予約権付社債の割当を受ける権利を与えない。

(5) 取得・消却

当会社はB種優先株式を取得または消却することができる。

(6) 償還請求権

B種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という。）において、会社法第461条第1項規定の限度額の50%を限度として、B種優先株式の全部または一部の償還を請求することができ、当社は、償還請求可能期間満了の日以降、2カ月以内に償還手続きを行うものとする。ただし、前記限度額を超えてB種優先株主からの償還請求があった場合、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。償還価額は、B種優先株式1株につき500円に償還請求日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(7) 強制償還

当社は、平成27年4月1日以降、いつでもB種優先株主またはB種登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、B種優先株式1株につき500円に償還日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額とする。

(8) [普通株式を対価とする]取得請求権

取得請求期間

平成27年3月17日から平成37年3月16日まで

取得の条件

B種優先株式は、次の条件でB種優先株式を取得すると引換に普通株式を交付すること（以下第(8)号及び第(9)号において「取得」という。）ができる。

イ．当初取得価額

当初取得価額は、130円とする。

ロ．取得により発行する普通株式数

B種優先株式の取得により発行すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ハ．取得価額の修正

取得価額は、平成27年4月1日以降平成36年4月1日まで毎年4月1日（以下「取得価額修正日」という。）に、取得価額修正日現在における時価に修正されるものとし、当該取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間になされた取得請求（本号に従って到着することを要する。）について、適用される。ただし、当該時価が当初取得価額の70%の額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の120%の額（以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

上記の取得価額修正日の「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ニ．取得価額の調整

a．B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額（当該時点で適用のある前記イ．の当初取得価額またはハ．により修正された取得価額（前記ハ．の下限取得価額および上限取得価額を含む。）をいう。）は、下記算式（以下「取得価額調整式」という。）により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。



$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込・処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）（ただし、普通株式を取得することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債の取得または行使による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。処分される普通株式に係る自己株式数は取得価額調整式における新規発行普通株式数に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式の分割のための株主割当日があるときはその株主割当日の翌日以降、当該株式の分割のための株主割当日がないときは、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨を取締役会で決議する場合において、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とするときは、調整後取得価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに取得をなした者に対しては、次の算出方法により普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \frac{\text{調整前取得価額をもって取得により}}{\text{当該期間内に発行された株式数}}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式を取得することができる株式または権利行使可能な新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後取得価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。

- b. 上記a. 各号に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、資本の減少、または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、前記a. 号但書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、前記a. に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（ただし、株式の分割を行うための当会社の取締役会において株主割当以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合はその日）、株主割当日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の既発行普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）から、当該日における当会社の保有する普通株式数を控除した数とする。

f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及びB種優先株式を表章する株券が上記に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 強制転換

平成27年3月17日から平成37年3月16日までに取得請求のなかったB種優先株式は、平成37年3月17日以降の取締役会で定める日（以下第(9)号において「優先株式転換日」という。）をもって、B種優先株式1株の払込金相当額を優先株式転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下第(9)号において「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が（1）上限取得価額を上回るとき、または（2）下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を（1）の場合当該上限取得価額で、（2）の場合当該下限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(10) 優先順位

B種優先株式、B種優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位とする。

3. A種優先株式、B種優先株式は、現物出資によって発行されたものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年4月1日～平成18年9月30日		68,250,668		6,432,157		

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
真柄敏郎	石川県金沢市	2,247	5.07
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	2,171	4.90
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	2,171	4.90
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,560	3.52
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,103	2.49
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,083	2.44
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,022	2.30
真柄建設従業員投資会	石川県金沢市彦三町1-13-43	956	2.16
二木登代子	石川県金沢市	939	2.12
真柄建設協力会持株会	石川県金沢市彦三町1-13-43	868	1.96
計		14,121	31.91

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示している。

2. 持株比率については、小数点第2位未満を切り捨てて表示している。

A種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	6,000	50.00
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	6,000	50.00
計		12,000	100.00

B種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	6,000	50.00
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	6,000	50.00
計		12,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 24,000,000		「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 141,000		
	(相互保有株式) 普通株式 25,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,458,000	43,458	
単元未満株式	普通株式 626,668		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	68,250,668		
総株主の議決権		43,458	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が53,000株含まれている。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数53個が含まれている。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式が次のとおり含まれている。

自己株式 349株

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
真柄建設株式会社	石川県金沢市彦三町 1 - 13 - 43	141,000		141,000	0.20
ピーエムコンクリート(株)	石川県白山市木津町 1570 - 1	25,000		25,000	0.03
計		166,000		166,000	0.24

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	322	275	256	263	225	220
最低(円)	252	205	202	174	184	186

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は次の通りである。

(1) 新任役員

該当事項なし。

(2) 退任役員

該当事項なし。

(3) 役職の異動

該当事項なし。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がないので、中間連結財務諸表を作成していない。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
1		4,543,900		1,945,250		2,895,376		
2	6	792,183		109,948		309,623		
3		14,949,163		20,592,350		19,787,428		
4	3	19,986		100,014		100,042		
5	3	1,957,745		864,140		1,155,140		
6		13,440,355		8,671,637		8,279,745		
7	7	2,040,550		1,547,496		1,875,367		
		貸倒引当金		357,234		358,339		
		流動資産合計	37,373,784	64.3	33,473,603	63.3	34,044,383	62.9
固定資産								
1	1	有形固定資産						
	3	(1)建物		4,509,044		4,603,815		
	2,3	(2)土地		8,575,922		8,665,049		
	3	(3)その他		120,994		133,376		
		計		13,205,961		13,402,240		
2	3	無形固定資産		37,667		37,260		
3		投資その他の資産						
	3	(1)投資有価証券		3,572,371		3,946,447		
		(2)長期営業外未収入金		9,046,969		9,065,969		
		(3)その他		2,429,052		2,441,718		
		貸倒引当金		8,874,425		8,869,301		
		計		6,173,967		6,584,833		
		固定資産合計		19,417,597		20,024,335		37.0
		繰延資産		8,610		17,220		0.0
		資産合計		52,899,811		54,085,940		100.0



区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)			
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)		
<b>(負債の部)</b>									
<b>流動負債</b>									
1		10,523,151		10,353,194		10,766,954			
2		10,625,258		14,003,341		15,454,916			
3	3	9,633,538		3,066,786		1,686,538			
4		41,338		32,786		36,731			
5		12,280,372		7,885,867		6,484,444			
6		210,079		230,104		227,467			
7		1,755,775		1,244,483		1,128,294			
<b>流動負債合計</b>			45,069,514	77.6		36,816,565	69.6	35,785,346	66.2
<b>固定負債</b>									
1	3	5,002,781		6,622,746		8,502,388			
2	2			1,178,394		1,206,007			
3		1,794,989		2,069,031		2,048,284			
4		64,617		59,325		64,617			
5		740,114		813,044		953,748			
<b>固定負債合計</b>			7,602,503	13.1		10,742,543	20.3	12,775,047	23.6
<b>負債合計</b>			52,672,017	90.7		47,559,108	89.9	48,560,394	89.8

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金		6,432,157	11.0			6,432,157	11.9
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益						2,804	
中間(当期)未処理損失		1,137,781					
利益剰余金合計		1,137,781	2.0			2,804	0.0
土地再評価差額金	2	705,758	1.2			1,974,675	3.7
その他有価証券評価 差額金		851,748	1.5			1,082,731	2.0
自己株式		12,885	0.0			17,472	0.0
資本合計		5,427,480	9.3			5,525,546	10.2
負債資本合計		58,099,498	100.0			54,085,940	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				6,432,157	12.2		
2 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金				77,898			
利益剰余金合計				77,898	0.1		
3 自己株式				19,583	0.0		
株主資本合計				6,490,471	12.3		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金				865,643	1.6		
2 土地再評価差額金	2			2,015,411	3.8		
評価・換算差額等 合計				1,149,768	2.2		
純資産合計				5,340,703	10.1		
負債純資産合計				52,899,811	100.0		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		金額(千円)	百分比 (%)
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高									
1 完成工事高		30,942,811		36,697,285		76,834,655			
2 不動産事業等売上高		302,602	31,245,414	100.0	535,508	37,232,794	100.0	1,206,712	78,041,368
売上原価									
1 完成工事原価		29,248,442		34,963,345		71,758,213			
2 不動産事業等売上原価		243,605	29,492,048	94.4	450,765	35,414,110	95.1	1,083,334	72,841,547
売上総利益									
1 完成工事総利益		1,694,368		1,733,940		5,076,442			
2 不動産事業等総利益		58,996	1,753,365	5.6	84,743	1,818,684	4.9	123,378	5,199,821
販売費及び一般管理費			1,652,261	5.3		1,633,866	4.4		3,304,840
営業利益			101,103	0.3		184,817	0.5		1,894,980
営業外収益									
1 受取利息		5,371			3,909			11,566	
2 その他		69,861	75,233	0.2	67,210	71,119	0.2	136,339	147,905
営業外費用									
1 支払利息		234,018			187,368			479,252	
2 その他		31,670	265,688	0.8	48,119	235,488	0.6	68,452	547,705
経常利益			-	-		20,449	0.1		1,495,180
経常損失			89,351	0.3		-	-		-

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
特別利益										
1 厚生年金基金解散益		189,459			-			189,459		
2 その他	3	95,357	284,816	0.9	30,998	30,998	0.1	67,573	257,033	0.3
特別損失										
1 適格年金終了損		58,713			-			58,713		
2 その他	4,5	67,352	126,065	0.4	17,338	17,338	0.0	439,031	497,744	0.6
税引前中間(当期) 純利益			69,399	0.2		34,109	0.1		1,254,468	1.6
法人税、住民税 及び事業税		31,141			26,328			64,554		
法人税等調整額		204,208	235,349	0.8	26,576	248	0.0	278,187	342,741	0.4
中間(当期)純利益			-	-		34,357	0.1		911,726	1.2
中間(当期)純損失			165,949	0.6		-	-		-	-
前期繰越損失			1,125,393			-			1,125,393	
土地再評価差額金 取崩額			153,562			-			216,471	
中間(当期)未処分 利益			-			-			2,804	
中間(当期)未処理 損失			1,137,781			-			-	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	6,432,157	2,804	17,472	6,417,489
中間会計期間中の変動額				
中間純利益		34,357		34,357
自己株式の取得			2,111	2,111
土地再評価差額金の取崩		40,735		40,735
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）				
中間会計期間中の変動額 合計 (千円)		75,093	2,111	72,981
平成18年9月30日残高 (千円)	6,432,157	77,898	19,583	6,490,471

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (千円)	1,082,731	1,974,675	891,943	5,525,546
中間会計期間中の変動額				
中間純利益				34,357
自己株式の取得				2,111
土地再評価差額金の取崩				40,735
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純 額）	217,088	40,735	257,824	257,824
中間会計期間中の変動額 合計 (千円)	217,088	40,735	257,824	184,842
平成18年9月30日残高 (千円)	865,643	2,015,411	1,149,768	5,340,703

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		69,399	34,109	1,254,468
2 減価償却費		107,769	90,498	207,195
3 減損損失				59,488
4 固定資産売却益		43,795	2,970	45,042
5 固定資産売却損		7,560	149	56,957
6 固定資産除却損		158	806	2,634
7 投資有価証券売却益			12,384	0
8 投資有価証券売却損		0		0
9 新株発行費償却		8,610	8,610	17,220
10 出資金運用損益		8	1	1,497
11 貸倒引当金の増減額 (減少: )		41,674	4,019	4,324
12 退職給付引当金の増減額 (減少: )		94,782	20,746	158,512
13 工事損失引当金の増減額 (減少: )		34,920		34,920
14 債務保証損失引当金の増減額 (減少: )		13,535	5,291	13,535
15 賞与引当金の増減額 (減少: )		6,310	13,218	17,446
16 完成工事補償引当金の増減額 (減少: )		5,999	10,580	252
17 受取利息及び受取配当金		22,151	20,266	49,910
18 支払利息		234,018	187,368	479,252
19 特別退職金等				1,575
20 売上債権の増減額 (増加: )		4,238,143	605,247	117,561
21 たな卸資産の増減額 (増加: )		1,858,176	94,895	4,126,321
22 その他資産の増減額 (増加: )		591,766	332,790	725,771
23 仕入債務の増減額 (減少: )		4,979,547	1,865,334	93,913
24 未成工事受入金の増減額 (減少: )		826,871	1,445,909	4,994,781
25 その他負債の増減額 (減少: )		519,998	88,704	1,163,853
小 計		1,523,964	390,039	775,428
26 利息及び配当金の受取額		25,765	24,515	48,586
27 利息の支払額		234,413	180,357	477,216
28 特別退職金等の支払額		1,050		1,050
29 法人税等の支払額		43,031	25,177	82,158
営業活動による キャッシュ・フロー		1,776,693	571,058	263,590

		前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
1 投資有価証券の取得による 支出		15,273	1,506	16,777
2 投資有価証券の売却による 収入			23,724	20,001
3 出資金回収による収入		1,105		1,105
4 有形・無形固定資産の 取得による支出		2,445	7,193	2,908
5 有形・無形固定資産の 売却による収入		381,490	102,799	1,108,477
6 貸付けによる支出		161,535	83,535	261,535
7 貸付金の回収による収入		112,150	88,150	230,300
投資活動による キャッシュ・フロー		315,491	122,438	1,078,662
財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金純増減額 (減少: )		167,000	1,321,000	4,230,000
2 長期借入れによる収入		1,500,000		10,381,000
3 長期借入金の返済による支出		2,005,993	1,820,393	11,271,386
4 自己株式の取得による支出		1,593	2,111	6,180
財務活動による キャッシュ・フロー		674,587	501,504	5,126,566
現金及び現金同等物の増減額 (減少: )		2,135,788	950,125	3,784,313
現金及び現金同等物の 期首残高		6,679,689	2,895,376	6,679,689
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		4,543,900	1,945,250	2,895,376

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 販売用不動産・未成工事 支出金・不動産事業支出 金 個別法による原価法 材料貯蔵品 総平均法による原価法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産・未成工事 支出金・不動産事業支出 金 同左 材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産・未成工事 支出金・不動産事業支出 金 同左 材料貯蔵品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>有形固定資産 定率法によっている。 ただし、建物(建物附属設備を除く)、工具器具(移動性仮設建物を除く)については、定額法によっている。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建 物 10~50年 機械装置 7~15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっている。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>長期前払費用 定額法によっている。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 商法施行規則の規定する最長期間(3年間)にわたり均等償却している。</p>	<p>新株発行費 旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)にわたり均等償却している。</p>	<p>新株発行費 商法施行規則の規定する最長期間(3年間)にわたり均等償却している。</p>



	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事及び売上販売用不動産に係るかし担保の費用に備えるため、過去3年間の実績率を基礎に将来の補償見込みを加味して計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、職員組合との支給協定額に基づき当期負担分を見積って計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理している。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりである。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。但し、閉鎖型年金においては、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に前払年金費用(185,682千円)を計上している。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理している。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりである。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。但し、閉鎖型年金においては、制度移行に際して、退職給付債務を上回る年金資金を移換した結果、当期末において、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に前払年金費用(183,117千円)を計上している。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理している。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりである。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>過去勤務債務 ...その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法。</p> <p>数理計算上の差異 ...その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理。</p> <p>債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。</p>	<p>過去勤務債務 同左</p> <p>数理計算上の差異 同左</p> <p>債務保証損失引当金 同左</p>	<p>過去勤務債務 同左</p> <p>数理計算上の差異 同左</p> <p>債務保証損失引当金 同左</p>
5.リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左	同左
6.中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	同左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
7. その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のため の基本となる重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 請負金額1億円以上の長期 工事(工期1年以上)につい ては工事進行基準を、その 他の工事については工事完 成基準を適用している。な お、工事進行基準による完 成工事高は10,316,138千 円、完成工事総利益は 509,110千円である。 (会計方針の変更) 従来「工期1年以上、請 負金額5億円以上」の長期 大型工事について、工事進 行基準を適用していたが、 工事進行基準の適用範囲 を、請負金額1億円以上の 長期工事(工期1年以上) に変更した。 この変更は、経済環境等 の変化により受注工事の請 負金額が小型化傾向にあ り、今後もその傾向が継続 すると見込まれることから、 期間損益計算の更なる 適正化を図るために行った ものである。 この変更により、従来の 基準によった場合に比べ、 完成工事高が253,748千 円、売上総利益、営業利益が、 6,714千円それぞれ増加し、 経常損失が同額減少、税引 前中間純利益が同額増加し ている。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に 相当する額の会計処理は、 税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 請負金額1億円以上の長期 工事(工期1年以上)につい ては工事進行基準を、その 他の工事については工事完 成基準を適用している。な お、工事進行基準による完 成工事高は18,073,622千 円、完成工事総利益は 809,156千円である。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の 会計処理は、税抜方式によ っている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 請負金額1億円以上の長 期工事(工期1年以上)につ いては工事進行基準を、そ の他の工事については工事 完成基準を適用している。 なお、工事進行基準による 完成工事高は21,153,028千 円、完成工事総利益は 1,042,359千円である。 (会計方針の変更) 従来「工期1年以上、請負 金額5億円以上」の長期大型 工事について、工事進行基 準を適用していたが、工事 進行基準の適用範囲を、請 負金額1億円以上の長期工 事(工期1年以上)に変更し た。 この変更は、経済環境等 の変化により受注工事の請 負金額が小型化傾向にあ り、今後もその傾向が継続 すると見込まれることか ら、期間損益計算の更なる 適正化を図るために行った ものである。 この変更により、従来の 基準によった場合に比べ、 完成工事高は1,762,655千 円、売上総利益、営業利 益、経常利益、及び税引前 当期純利益が79,201千円そ れぞれ増加している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、5,340,703千円である。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	

## 表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>従来、投資事業有限責任組合の出資持分は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載していたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、「投資有価証券」に含めて表示している。なお「投資有価証券」に含まれる当該出資持分は2,095千円である。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けていたが、退職金制度全体の見直しを行い、平成17年7月22日に厚生労働省より厚生年金基金の解散認可を受け、同日を以って解散し、また、平成17年9月26日には確定拠出年金制度の導入承認を受け、平成17年9月30日適格退職年金制度を終了した。</p> <p>厚生年金基金制度の解散に伴い、退職一時金制度へ移行し、また、適格退職年金制度の終了に伴い、平成17年10月1日より、退職一時金制度へ移行するとともに、一部については確定拠出年金制度を新たに導入し、年金受給者確定部分については閉鎖型年金へ移行した。</p> <p>これらに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、特別利益に厚生年金基金解散益189,459千円、特別損失に適格年金終了損58,713千円を計上している。</p>		<p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けていたが、退職金制度全体の見直しを行い、平成17年7月22日に厚生労働省より厚生年金基金の解散認可を受け、同日を以って解散し、また、平成17年9月26日には確定拠出年金制度の導入承認を受け、平成17年9月30日適格退職年金制度を終了した。</p> <p>厚生年金基金制度の解散に伴い、退職一時金制度へ移行し、また、適格退職年金制度の終了に伴い、平成17年10月1日より、退職一時金制度へ移行するとともに、一部については確定拠出年金制度を新たに導入し、年金受給者確定部分については閉鎖型年金へ移行した。</p> <p>これらに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、特別利益に厚生年金基金解散益189,459千円、特別損失に適格年金終了損58,713千円を計上している。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、6,663,413千円である。</p> <p>2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い土地再評価差額金を資本の部に計上している。</p> <p>再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出している。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、5,400,971千円である。</p> <p>2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。</p> <p>再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出している。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、5,427,164千円である。</p> <p>2 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上している。</p> <p>再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出している。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,244,604千円</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																												
<p>3 担保資産 担保に供している資産は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>販売用不動産</td> <td>1,759,335千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4,552,835</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,639,177</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>45,366</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>135,486</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,132,201</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>9,409,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>5,000,000</td> </tr> </table> <p>上記のほか、工事契約保証の差入保証金の代用として投資有価証券25,017千円を差し入れている。</p>	販売用不動産	1,759,335千円	建物	4,552,835	土地	7,639,177	有形固定資産・その他	45,366	無形固定資産	135,486	計	14,132,201	短期借入金	9,409,000千円	長期借入金	5,000,000	<p>3 担保資産 担保に供している資産は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>販売用不動産</td> <td>746,430千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3,936,680</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,440,835</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>26,192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,150,139</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>2,446,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>4,440,000</td> </tr> </table> <p>上記のほか、工事契約保証の差入保証金の代用として有価証券25,003千円を差し入れている。</p>	販売用不動産	746,430千円	建物	3,936,680	土地	7,440,835	有形固定資産・その他	26,192	計	12,150,139	短期借入金	2,446,000千円	長期借入金	4,440,000	<p>3 担保資産 担保に供している資産は以下のとおりである。</p> <table> <tr> <td>販売用不動産</td> <td>1,037,430千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4,021,898</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>29,183</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7,529,963</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,618,476</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>短期借入金</td> <td>1,642,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>8,500,000</td> </tr> </table> <p>上記のほか、工事契約保証の差入保証金の代用として有価証券25,010千円を差し入れている。</p>	販売用不動産	1,037,430千円	建物	4,021,898	構築物	29,183	土地	7,529,963	計	12,618,476	短期借入金	1,642,000千円	長期借入金	8,500,000
販売用不動産	1,759,335千円																																													
建物	4,552,835																																													
土地	7,639,177																																													
有形固定資産・その他	45,366																																													
無形固定資産	135,486																																													
計	14,132,201																																													
短期借入金	9,409,000千円																																													
長期借入金	5,000,000																																													
販売用不動産	746,430千円																																													
建物	3,936,680																																													
土地	7,440,835																																													
有形固定資産・その他	26,192																																													
計	12,150,139																																													
短期借入金	2,446,000千円																																													
長期借入金	4,440,000																																													
販売用不動産	1,037,430千円																																													
建物	4,021,898																																													
構築物	29,183																																													
土地	7,529,963																																													
計	12,618,476																																													
短期借入金	1,642,000千円																																													
長期借入金	8,500,000																																													
<p>4 保証債務 (1)下記の会社の分譲住宅販売に係る前受金受領額に対して保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>㈱レポリューション</td> <td>16,100千円</td> </tr> <tr> <td>㈱エスシージャパン</td> <td>49,600</td> </tr> <tr> <td>㈱インベスト</td> <td>90,200</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>155,900</td> </tr> </table>	㈱レポリューション	16,100千円	㈱エスシージャパン	49,600	㈱インベスト	90,200	計	155,900	<p>4 保証債務 (1)下記の会社の分譲住宅販売に係る前受金受領額に対して保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>㈱新昭和</td> <td>106,700千円</td> </tr> <tr> <td>㈱プレサンス・コーポレーション</td> <td>94,851</td> </tr> <tr> <td>㈱レポリューション</td> <td>51,480</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>253,031</td> </tr> </table>	㈱新昭和	106,700千円	㈱プレサンス・コーポレーション	94,851	㈱レポリューション	51,480	計	253,031	<p>4 保証債務 (1)下記の会社の分譲住宅販売に係る前受金受領額に対して保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>㈱レポリューション</td> <td>23,400千円</td> </tr> <tr> <td>㈱新昭和</td> <td>38,700</td> </tr> <tr> <td>㈱プレサンス・コーポレーション</td> <td>67,399</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>129,499</td> </tr> </table>	㈱レポリューション	23,400千円	㈱新昭和	38,700	㈱プレサンス・コーポレーション	67,399	計	129,499																				
㈱レポリューション	16,100千円																																													
㈱エスシージャパン	49,600																																													
㈱インベスト	90,200																																													
計	155,900																																													
㈱新昭和	106,700千円																																													
㈱プレサンス・コーポレーション	94,851																																													
㈱レポリューション	51,480																																													
計	253,031																																													
㈱レポリューション	23,400千円																																													
㈱新昭和	38,700																																													
㈱プレサンス・コーポレーション	67,399																																													
計	129,499																																													
<p>5 受取手形割引高 2,271,197千円</p>	<p>5 受取手形割引高 3,822,662千円</p>	<p>5 受取手形割引高 1,762,233千円</p>																																												
<p>7 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他に含めて表示している。</p>	<p>6 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれている。 受取手形 3,129千円</p> <p>7 同左</p>																																													

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
<p>1 当社の売上高は、通常の営業の形態として、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違がある。当中間会計期間末に至る一年間の売上高は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>前事業年度下半期</td> <td>43,384,769千円</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td>31,245,414</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>74,630,184</td> </tr> </table> <p>2 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>107,364千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>405</td> </tr> </table> <p>3 このうち主なものは、下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸倒引当金戻入益</td> <td>39,929千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産売却益</td> <td>43,795</td> </tr> <tr> <td>土地・建物</td> <td>43,795</td> </tr> </table> <p>5 このうち主なものは、下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>前期損益修正損</td> <td>45,620千円</td> </tr> <tr> <td>工事未払等修正損</td> <td>14,623</td> </tr> </table>	前事業年度下半期	43,384,769千円	当中間会計期間	31,245,414	合計	74,630,184	有形固定資産	107,364千円	無形固定資産	405	貸倒引当金戻入益	39,929千円	固定資産売却益	43,795	土地・建物	43,795	前期損益修正損	45,620千円	工事未払等修正損	14,623	<p>1 同左</p> <table border="0"> <tr> <td>前事業年度下半期</td> <td>46,795,954千円</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td>37,232,794</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>84,028,749</td> </tr> </table> <p>2 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>90,168千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>330</td> </tr> </table> <p>3 このうち主なものは、下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>前期損益修正益</td> <td>14,371千円</td> </tr> <tr> <td>工事未払等修正益</td> <td>9,602</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券売却益</td> <td>12,384</td> </tr> </table> <p>5 このうち主なものは、下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>前期損益修正損</td> <td>16,382千円</td> </tr> <tr> <td>工事未払等修正損</td> <td>12,309</td> </tr> </table>	前事業年度下半期	46,795,954千円	当中間会計期間	37,232,794	合計	84,028,749	有形固定資産	90,168千円	無形固定資産	330	前期損益修正益	14,371千円	工事未払等修正益	9,602	投資有価証券売却益	12,384	前期損益修正損	16,382千円	工事未払等修正損	12,309	<p>2 減価償却実施額</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>206,426千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>769</td> </tr> </table> <p>4 減損損失</p> <p>当社は、事業を建設事業と不動産賃貸事業に分け、さらに建設事業については支店(ブロック)単位に、不動産事業については賃貸不動産1物件毎を単位にグルーピングを実施した。</p> <p>その結果、資産の処分に関する意思決定を行った賃貸不動産および厚生施設については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(59,488千円)として特別損失に計上した。</p> <p>(1)関東地区 賃貸不動産 1件</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>37,862千円</td> </tr> </table> <p>(2)関西地区 厚生施設 1件</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>21,626千円</td> </tr> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しているが、正味売却価額については売却予定額により算定している。</p>	有形固定資産	206,426千円	無形固定資産	769	土地	37,862千円	土地	21,626千円
前事業年度下半期	43,384,769千円																																																	
当中間会計期間	31,245,414																																																	
合計	74,630,184																																																	
有形固定資産	107,364千円																																																	
無形固定資産	405																																																	
貸倒引当金戻入益	39,929千円																																																	
固定資産売却益	43,795																																																	
土地・建物	43,795																																																	
前期損益修正損	45,620千円																																																	
工事未払等修正損	14,623																																																	
前事業年度下半期	46,795,954千円																																																	
当中間会計期間	37,232,794																																																	
合計	84,028,749																																																	
有形固定資産	90,168千円																																																	
無形固定資産	330																																																	
前期損益修正益	14,371千円																																																	
工事未払等修正益	9,602																																																	
投資有価証券売却益	12,384																																																	
前期損益修正損	16,382千円																																																	
工事未払等修正損	12,309																																																	
有形固定資産	206,426千円																																																	
無形固定資産	769																																																	
土地	37,862千円																																																	
土地	21,626千円																																																	



(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	44,250,668			44,250,668
優先株式	24,000,000			24,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	131,673	9,676		141,349
優先株式				

(注)増加は、単元未満株式の買取による増加9,676株である。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 配当に関する事項

該当事項なし。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (平成17年9月30日現在) 現金預金勘定 4,543,900千円 預入期間が3か月を超える定期預金 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (平成18年9月30日現在) 現金預金勘定 1,945,250千円 預入期間が3か月を超える定期預金 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (平成18年3月31日現在) 現金預金勘定 2,895,376千円 預入期間が3か月を超える定期預金 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)
現金及び現金同等物 4,543,900千円	現金及び現金同等物 1,945,250千円	現金及び現金同等物 2,895,376千円

[前へ](#) [次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>121,005</td> <td>41,249</td> <td>79,756</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>295,312</td> <td>106,441</td> <td>188,870</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>416,317</td> <td>147,691</td> <td>268,626</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	121,005	41,249	79,756	その他	295,312	106,441	188,870	合計	416,317	147,691	268,626	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>117,744</td> <td>60,159</td> <td>57,584</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>291,544</td> <td>144,888</td> <td>146,655</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>409,288</td> <td>205,048</td> <td>204,239</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	117,744	60,159	57,584	その他	291,544	144,888	146,655	合計	409,288	205,048	204,239	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>117,744</td> <td>49,249</td> <td>68,494</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>291,544</td> <td>123,969</td> <td>167,574</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>409,288</td> <td>173,219</td> <td>236,069</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品	117,744	49,249	68,494	その他	291,544	123,969	167,574	合計	409,288	173,219	236,069
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
工具器具備品	121,005	41,249	79,756																																															
その他	295,312	106,441	188,870																																															
合計	416,317	147,691	268,626																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
工具器具備品	117,744	60,159	57,584																																															
その他	291,544	144,888	146,655																																															
合計	409,288	205,048	204,239																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
工具器具備品	117,744	49,249	68,494																																															
その他	291,544	123,969	167,574																																															
合計	409,288	173,219	236,069																																															
未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 64,328千円 1年超 204,297 合計 268,626	未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 62,556千円 1年超 141,683 合計 204,239 同左	未経過リース料期末残高相当額 1年内 63,157千円 1年超 172,911 合計 236,069																																																
なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 32,817千円 減価償却費相当額 32,817 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。	支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 31,829千円 減価償却費相当額 31,829 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 65,261千円 減価償却費相当額 65,261 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種 類	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度末 (平成18年3月31日)		
	中間貸借 対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)	中間貸借 対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)	貸借 対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)国債・地方債等	120,056	123,610	3,553	100,014	100,588	574	100,042	101,914	1,872
(2)社債									
(3)その他									
合計	120,056	123,610	3,553	100,014	100,588	574	100,042	101,914	1,872

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項なし。

3. その他有価証券で時価のあるもの

種 類	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度末 (平成18年3月31日)		
	取得原価 (千円)	中間貸借 対照表 計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	中間貸借 対照表 計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借 対照表 計上額 (千円)	差 額 (千円)
(1)株式	1,928,501	3,357,500	1,428,998	1,920,171	3,372,623	1,452,452	1,930,004	3,746,669	1,816,664
(2)債券 国債・地方債等 社債 その他									
(3)その他	1,985	2,095	109	497	466	30	496	496	
合計	1,930,487	3,359,595	1,429,108	1,920,669	3,373,090	1,452,421	1,930,501	3,747,165	1,816,664

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び(中間)貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項なし。

(2) その他有価証券

種 類	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
非上場株式 (千円)	199,231	199,281	199,281

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び前事業年度(平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないので、該当事項はない。

(持分法損益等)

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	72,835千円	72,835千円	72,835千円
持分法を適用した場合の投資 の金額	114,482千円	124,880千円	112,352千円
持分法を適用した場合の投資 利益の金額	4,584千円	13,618千円	3,161千円

( 1 株当たり情報 )

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 148.92円	1株当たり純資産額 150.97円	1株当たり純資産額 146.74円
1株当たり中間純損失 3.76円	1株当たり中間純利益 0.78円	1株当たり当期純利益 20.65円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため、記載していない。	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 0.25円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 6.68円

(注) 1 . 1株当たり中間(当期)純損益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損益			
中間(当期)純損益 (千円)	165,949	34,357	911,726
普通株主に帰属しない金額 (千円)			
普通株式に係る中間(当期)純損益 (千円)	165,949	34,357	911,726
普通株式の期中平均株式数 (千株)	44,140	44,115	44,134
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)			
普通株式増加数 (千株)		92,307	92,307
(うちA種優先株式) (千株)	( )	(46,153)	(46,153)
(うちB種優先株式) (千株)	( )	(46,153)	(46,153)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式 12,000千株 B種優先株式 12,000千株 なお、これらの概要は「株式等の状況」に記載のとおりである。		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)		5,340,703	
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)		12,000,000	
(うちA種優先株式払込金額) (千円)	( )	(6,000,000)	( )
(うちB種優先株式払込金額) (千円)	( )	(6,000,000)	( )
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)		6,659,296	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)		44,109	

[前へ](#)

(2) 【その他】

当社は、平成2年竣工引渡し建築工事の瑕疵を理由として、当該工事の発注者から中央建設工事紛争審査会に仲裁の申立てを受けている。

なお、現時点において仲裁の結果を予測することは、困難である。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、関東財務局長に提出した証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

- |                         |                   |                             |              |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------|--------------|
| 1 . 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第64期)    | 自 平成17年4月1日<br>至 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日提出 |
| 2 . 訂正報告書               | (上記有価証券報告書の訂正報告書) |                             | 平成18年7月20日提出 |



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

真柄建設株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	野村精一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安久彰

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている真柄建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、真柄建設株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項7.に記載されているとおり、会社は工事進行基準を適用する長期大型工事の範囲を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

真柄建設株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員	公認会計士	大村啓三
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	安久彰
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている真柄建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、真柄建設株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。